


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、厚生労働省令で定める事項に個人番号等が追加された。そのため、東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第1号様式(第2条、第10条、第14条、第25条関係)、第6号様式(第4条、第10条、第25条関係)、第11号様式(第6条、第13条、第14条、第26条関係)、第12号様式(第7条、第14条、第27条関係)、第13号様式(第8条、第11条、第15条関係)、第16号様式(第17条関係)、第28号様式(第28条関係)、第32号様式(第30条関係)に、個人番号記入欄等を追加。</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人番号の活用により、行政運営の効率化が図られ、市民の利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。